

DV被害者の居場所の整備と自立支援事業の実施について

施策のポイント

全国の市区町村で初めてDV被害者の「居場所」を整備し、民間支援団体と協働でDV被害者とその子どもを対象とした自立支援プログラムを実施していること。

自治体情報

栃木県宇都宮市

人口 / 508,804人

標準財政規模 / 100,820,495千円

担当課 市民生活部男女共同参画課

電話番号 直通 028-632-2346

実施主体 宇都宮市 (DV被害者民間支援団体に委託)

関連ホームページ

事業期間 平成21年度から平成25年度まで

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

平成20年度に「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定するにあたり、DV被害者54名を対象に、DV被害の現状やDV被害者のニーズについて聞き取り調査を行った。その結果、配偶者等からの暴力から逃れ、新しい地域で生活を始めたDV被害者は、心身の回復を図る支援を必要としていることや、また、新たな地域での環境になじめず不安な状況にいることが分かり、安心できる仲間や支援者、居場所が必要と考え、同基本計画の主要事業に位置づけ、着手することとなった。

2 取り組みの具体的内容

- (1) 被害者とその子どもの心身回復に向けた各種講座
- (2) 被害者相互の交流イベント
- (3) セルフヘルプグループ
- (4) 保育士等による被害者の子どもとの交流事業
- (5) 就労支援講座 (IT、面接指導等)
- (6) 専門相談会 (医師・弁護士・臨床心理士等)

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

居場所利用者の人数 平成21～25年度までの5年間で延べ500人

4 現在までの実績・成果

- ・平成21年7月～22年3月末 参加者数 (延) 大人152人、子ども52人
- ・被害者同士の交流が芽生え、被害者の表情がどんどん明るくなったり、新たな生活に自信を持てるようになったりしている。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

- ・加害者に知られないよう配慮しながら、DV 被害者にどのように事業を周知するか。
⇒関係機関に協力を呼びかけ、同事業の実施について案内してもらっている。
- ・子どもの心のケアをどのように行うか。
⇒心理学等を学んだり、保育士を目指したりしている若い男子学生や支援者との遊びによる交流を通じて、暴力を振るわない男性モデルを子どもに楽しみながら学んでもらう。
- ・DV 被害者のニーズをいかに捉え、支援するか。
⇒事業実施後にアンケート調査を行い、今後、行ってほしい自立支援事業について要望を収集するとともに、委託した DV 被害者民間支援団体と反省点や改善点等を協議し、次年度の事業に反映。

6 今後の展開と課題

- ・今後も DV 被害者民間支援団体のノウハウを活用しながら、被害者の安全に配慮し事業を実施していく。
- ・本市において、DV 被害者が心身ともに回復し、自立に向かえるよう、被害者のニーズを反映しながら、より充実した事業内容にしていくことが課題である。

宇都宮市DV被害者自立支援事業実施要領

(目的)

第1条 一時保護等の後、危機的状況に陥った DV 被害者及びその子どもが、新たな地域で孤立することなく、早期に自立できるようにするため、DV 被害者の居場所等において心の回復につながる支援や後援準備支援などの各種プログラムを適宜組み合わせながら、きめ細かく継続的な自立支援事業を実施する。

(実施主体)

第2条 自立支援事業の実施主体は、宇都宮市とする。なお、実施にあたっては、この要領に基づく自立支援事業の全部又は一部を、市長が適当と認めた NPO 法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 対象者は、加害者と別居し、市内に居住する DV 被害者及びその子どもとする。

(実施場所)

第4条 実施場所は、原則として、宇都宮市*****とする。ただし、自立支援事業を実施するうえで特に必要と認められる場合にはこの限りではない。

(事業の開始)

第5条 自立支援事業は、平成 21 年 7 月 1 日から実施するものとする。

(事業の内容)

第6条 自立支援事業は、以下の各種プログラムを適宜組み合わせながら実施する。なお、実施にあたっては、参加者に対してアンケート調査を行い、DV 被害者の意見を事業に反映できるように努める。

- (1) 心身回復に向けた各種講座
- (2) 臨床心理士、医師、弁護士等による専門相談
- (3) 後援支援のための IT 講座
- (4) DV 被害者相互の交流イベント
- (5) 弁護士等による DV 被害者の子どもとの交流事業
- (6) 行政手続等に関する相談会
- (7) その他、自立に向けて有効と考えられる事業

(事業の周知)

第7条 自立支援事業の周知は、参加者及び事業の安全を確保するため、市女性相談所、委託先及び DV 被害者の相談機関等を通じて、DV 被害者に増加することとする。

(安全の確保)

第8条 参加者及び事業の安全を確保するため、加害者からの妨害等の緊急事態発生時の対応を想定した「危機管理対応マニュアル」を、別途、定めるものとする。

(二次被害の防止)

第9条 (1) 自立支援事業に参加した DV 被害者が二次被害を受けることがないよう、事業に関わる職員等に対し、宇都宮市又は自立支援事業の自立支援事業の受託者が、事前に二次被害防止のための啓発を行う。
(2) 自立支援事業に参加した DV 被害者が二次被害を受けた場合には、市女性相談所において相談・支援等を受け付けるものとし、市女性相談所は、二次被害の相談・支援等を受けた場合には、速やかに男女共同参画課長に報告のうえ、事業の対応に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付則 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳 (財源区分：①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
714千円		0千円	0千円	0千円	0千円	714千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：宇都宮市DV被害者自立支援事業実施要領